

日本共産党を代表しまして、議案第 15 号野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対する立場で討論いたします。

議案の内容は、第 9 期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、第 1 号被保険者の令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料を改定するため、保険料に関する規定を整備しようとするものとなっています。

この第 9 期計画の保険料の基準額は、第 8 期の基準額に比べ、第 5 段階では月額 300 円引き上げて算定月額 5,490 円に、年額では 3,600 円増の 65,900 円となっています。詳細を見ますと、全体の保険対象が 18 段階だったものを、20 段階に拡大し、1 段階で軽減適用後の負担割合を若干引き下げるなど、貧困層への負担割合を引き下げる配慮も取られています。

しかし、市民負担が増えるということには変わりありません。

介護については、中小事業者の訪問分野をめぐって実態に合わない報酬引下げの設定が大問題となっていますが、保険あって介護なしの事態が見え隠れする状況はあってはならないことです。

私たちは、介護保険料の値上げには反対です。

よって、この議案第 15 号には反対します。